

令和3年第3回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

1 開催日時 令和3年9月9日（木曜日）午前10時42分～午前11時45分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

議案第128号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

請願第12号 学校給食に関する請願（その1）

請願第13号 学校給食に関する請願（その2）

請願第14号 学校給食に関する請願（その3）

請願第15号 学校給食に関する請願（その4）

請願第16号 青森市の合葬墓に関する請願書（その1）

請願第17号 青森市の合葬墓に関する請願書（その2）

4 報告事項

（1）令和3年度青森市表彰について

（2）令和4年度青森圏域重点事業に関する要望について

（3）青森市民ホールネーミングライツについて

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 中村美津緒 | 委員 | 天内慎也 |
| 副委員長 | 橋本尚美 | 委員 | 長谷川章悦 |
| 委員 | 蛭名和子 | 委員 | 館山善也 |
| 委員 | 山脇智 | 委員 | 奈良岡隆 |

○欠席委員

委員 山本治男

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------------|-------|
| 教育長 | 成田一二三 | 教育委員会事務局教育部長 | 小野正貴 |
| 市民部長 | 加福理美子 | 農業委員会事務局長 | 加藤文男 |
| 経済部長 | 百田満 | 市民部次長 | 白坂孝志 |
| 経済部理事 | 横内信満 | 経済部次長 | 奈良英文 |
| 農林水産部長 | 大久保文人 | 農林水産部次長 | 小笠原訓史 |
| | | 関係課長等 | |

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪口茂樹 議事調査課主幹 吹田匠

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 6 件について、審査いたします。

議案第 128 号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○**加福理美子市民部長** 議案第 128 号青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

なお、本議案につきましては、保健部所管の内容も含まれておりますが、市民部でまとめて御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、制定の理由ですが、法令の改正に伴い、所要の改正を行うものがあります。

次に、改正内容についてですが、(1) は市民部所管分であります。

本年 9 月 1 日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、これまで、全国の市町村からの委任を受けて、個人番号カード作成等の事務を行っていた地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの発行者及び交付手数料の徴収者となることが、法律上明記されたことに伴い、条例に定めております個人番号カード再交付手数料、1 件につき 800 円の規定を削除するものであります。

なお、マイナンバー法改正後の再交付手数料の徴収は、市が地方公共団体情報システム機構から委託を受けて行うこととなっており、個人番号カードの再交付に関する事務及び手数料についての変更はありません。

次に、資料(2)保健部所管であります医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法等の一部を改正する法律及び薬機法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、条例における引用する条項の整理が必要となったため、改正するものあります。

なお、保健部につきましても、事務の内容、手数料に変更はありません。

施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

資料 2 ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を具体的に对比させたものであります。

なお、保健部所管の概要につきましては、保健部において民生環境常任委員協議会で報告済みです。

以上、議案第 128 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、

御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上であります。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 質疑ではなく意見ですけれども、私どもの会派としては、以前からマイナンバーそのものに異議を唱えてきておりましたので、賛成できないということです。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第 128 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、議案第 128 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 12 号「学校給食に関する請願（その 1）」から、請願第 15 号「学校給食に関する請願（その 4）」までの計 4 件については、関連がありますので、一括議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について、説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 請願第 12 号から請願第 15 号までの計 4 件の学校給食に関する請願につきまして、教育委員会の考えをまとめて御説明申し上げます。

初めに、請願第 12 号学校給食に関する請願（その 1）及び請願第 15 号学校給食に関する請願（その 4）の両請願を併せて御説明いたします。

請願第 12 号につきましては、「学校給食の米・野菜は、『有機無農薬農産物』（又はそれに準ずるもの）に段階的に切り替えること。また、それによって給食費が上がる場合は、その差額を青森市が負担すること」、また、請願第 15 号につきましては、「今後『学校給食をオーガニック給食にする』条例を制定すること」という内容であります。

オーガニック、いわゆる有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、国内では、有機農産物の日本農林規格、いわゆる有機 J A S 規格の基準に従って生産され、第三者機関により認証されたものであります。

中核市を対象とした調査結果によると、学校給食に有機農産物を導入したことの自治体からは、給食提供のために必要な数量を確保しづらいこと、従来のものより価格が高くなること、形がふぞろいで害虫等の混入率も高いため、洗浄や調理作業に時間がかかることなどの意見が挙げられており、市で独自に行った業者への聞き取りにおいても、同様の回答を得ております。

このことから、教育委員会では、本市の学校給食に有機農産物を導入することは難しいものと考えており、請願第 12 号及び請願第 15 号につきましては考えていないところであります。

次に、請願第 13 号学校給食に関する請願（その 2）につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第 13 号につきましては、「小麦は国産を使用すること。また、それによって給食費が上がる場合は、その差額を青森市が負担すること」という内容であります。

本市の学校給食で提供している小麦製品のうち、主なものとして、パンにつきましては 100%青森県産を使用しており、週 1 回程度提供されるうどん及び中華麺につきましては、国産の小麦と、国が安全性を確認した外国産を混合した小麦を使用しております。

給食費は、学校給食法第 11 条の経費の負担の規定を基本に、義務教育諸学校の設置者である市が施設設備の修繕費や光熱水費、調理に必要な人件費等を負担しており、保護者の皆様には、給食に係る食材料費のみを学校給食費として御負担いただいていることから、市が食材料費を負担することは考えておりません。

また、事業者を確認したところ、仮に、国産小麦のみを使用するとなれば食材料費が高くなるため、うどん及び中華麺の価格が上がることになるだろうとの回答を得ております。

麺類の価格の上昇が給食費に与える影響を少なくするためには、例えば、麺類の提供日を現在の週 1 回程度から 2 週間に 1 回程度に減らすことも考えられますが、児童・生徒に人気のあるメニューの提供が難しくなると考えているところです。

従いまして、請願第 13 号につきましては考えていないところであります。

次に、請願第 14 号学校給食に関する請願（その 3）につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第 14 号につきましては、「給食は、自校方式調理場を基本として、今後整備を進め、各校一人の栄養士を配置すること」という内容であります。

本市では、平成 26 年度に、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とした P F I の手法による小学校給食センターを開設

したところであります。

その上で、更なる効率化を図るため、現在、自校方式で給食を提供しております調理場につきましても、児童数の推移等に鑑み、小学校給食センターへ移行することとしております。また、栄養士につきましても、県の配置基準に基づき適切に配置されており、現行の配置体制において特に支障のないものと考えております。

従いまして、請願第 14 号につきましてもは考えていないところであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 市から、この請願に対する考えが述べられていましたが、私も学校給食の質問をしたこともありまして、市のスタンスはなかなか厳しいというのは理解していますけれども、今回のこの請願の趣旨は、日本が農薬使用量が突出しているという日本の基準値が大幅に緩和しているということで、子供たちに対する発達障害、発がん性の影響があるのではということ、請願第 12 号については段階的に切り替えていくということです。

請願第 13 号の国産の小麦を使用するとか、請願第 14 号の自校調理方式を基本として栄養士を配置することなど、段階的にという意味がこの請願に込められておりまして、その請願の趣旨である必要性を訴えているものであります。

簡単に言えば、段階的にということ、現実には難しいんですけども。分かっているんですけどもということ。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私も質疑じゃなくて、自分の意見なんですけれども、請願の趣旨には全面的に賛成しております。

国も県ももっと安心安全な食に関して、施策を進めるべきだと思っています。

食べ物は、人間の命そして健康をつくるものですので、本当に農薬の基準をもっと厳しくしてほしい。そういう趣旨で、請願第 12 号と請願第 13 号の地方から発信していただきたいということで、賛成します。

請願第 14 号と請願第 15 号は、現時点ではまだかなということがありますが、請願第 12 号と請願第 13 号については賛成の意見です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 一点質疑なんですけれども、このオーガニック野菜を調べるとなかなか全国でも栽培が進んでいないというか、全体で米とかにすると 0.1%で、お茶とかでは 4%とか 5%という比率なんですけれども、青森県内

だと、オーガニック野菜はどれくらいの比率で作られているものなのかとか、それによって本当に給食を賄えるような状況にあるのかどうかというのをお聞かせいただきたいんですけども。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 オーガニック野菜の供給量につきましては、手元に資料がありません。大変申し訳ありません。

オーガニックといいますか、J A S 規格の有機農産物に該当したものが、通常、有機農産物と言われておりますけれども、県の担当課によりますと、青森県内には、その認定事業者——第三者機関が認定することになっておりますけれども、県内の法人や株式会社で登録しているところはないというふうなことで、お聞きしているところであります。認定する第三者機関ですけれども、そういったことでお聞きしているところです。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。館山委員。

○館山善也委員 残留農薬、あとは日本の基準値に対しての部分もあると思うんですけども、ここまでいってしまうと給食の問題ではなくて、日本の食文化の問題まで影響してくる話であって、例えば、中央卸売市場を含めての大きな話、また、生産者にも大きく影響を与える話なので、この問題を討議するのであれば、この給食問題よりも先にそういった国の基準に対してどうすべきかを問わないといけないので、この給食に関わる問題ではないと私は考えます。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

まず、請願第 12 号についてお諮りします。

請願第 12 号については、御異議がありますので起立により採決いたします。

請願第 12 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 12 号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 13 号についてお諮りします。

請願第 13 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 13 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 13 号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 14 号についてお諮りします。

請願第 14 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 14 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 14 号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 15 号についてお諮りします。

請願第 15 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 15 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 15 号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 16 号「青森市の合葬墓に関する請願書（その 1）」及び請願第 17 号「青森市の合葬墓に関する請願書（その 2）」の計 2 件については、関連がありますので、一括議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 請願第 16 号及び請願第 17 号青森市の合葬墓に関する請願書についての市の考え方を説明申し上げます。

請願第 16 号については、「青森市合葬墓事業の合葬墓使用料を利用者 1 人当たり 1 万円程度引き下げられるよう、年額 160 万円の事業予算を組んでください」、請願第 17 号については、「合葬墓の生前予約の募集数を 250 人から 500 人にしてください」という内容であります。

まず、請願第 16 号についての市の考え方ではありますが、本市では、社会環境の変化による墓地の無縁墳墓化に対応するとともに、将来にわたって市民の霊園需要に応じていくため、月見野霊園内に承継を前提としない合葬墓を整備し、令和 2 年 6 月 1 日から供用を開始しております。

本市の合葬墓使用料の算定に当たっては、受益者負担を原則とし、施設の整備に要した経費と、今後見込まれる管理運営経費の合計額や、納骨室・合葬室の収容可能数に基づき算出したものであり、令和 2 年第 1 回定例会において、合葬墓の設置に関わる青森市霊園条例の一部を改正する条例について御議決いただいたところであります。

使用料は施設使用の対価であり、使用者のみが利益を享受することとなるため、全額を負担していただくことが基本であると考えております。

しかしながら、近年、生活保護を受給していた方が亡くなった際に、遺骨を引き取る方がいないというケースが毎年あることから、生活保護受給者については、特例として減額制度を設けたところであります。

また、合葬墓の使用料の設定に当たっては、合葬墓の設計の見直しにより、当初の整備案よりも使用料は縮減している状況であります。

したがって、合葬墓使用料の引下げについては考えていないところであります。

次に、請願第 17 号についての市の考え方ではありますが、合葬墓は、まずは遺骨をお持ちの方を優先し、数を制限することなく通年で受け付ける方針としているところであります。

一方、生前予約については、将来にわたり市民の霊園需要に応じていくためには、一定の枠を設け、予約の受付をすることが必要であると考えております。

そのため、類似施設を有する他都市のうち、人口規模や合葬墓収容数が近い都市の生前予約の使用許可状況をもとに試算し、初年度の募集枠を 250 名としたところであります。

他都市の生前予約の状況を見ると、申込者は、供用開始後、年々減少していく傾向にあり、4 年目には落ち着きを見せていることから、生前予約の受付につきましては、昨年度と同様、合計 250 名の募集数を継続することとしており、募集数を増やすことは考えていないところであります。

なお、請願書では、「生活保護制度利用者が一人も当選していないことが分かりました。これは早めに生活保護利用者を当選させてしまうと、合葬墓に関わる市の負担が増えてしまうという忖度が働いたのではと考えてしまうような動きです。公募は平等に扱うことを強く要望しておきます」とありますが、抽せんにつきましては、公開で回転式抽せん機による無作為抽せんを行っていること。また、生活保護の受給の有無につきましては、抽せん後に当選

した方から使用許可申請書と併せて提出していただく合葬室使用料減額申請書において、初めて生活保護の受給についての有無が把握できること、さらには、昨年度の生前予約においては、生活保護を受給している方が十数名当選しており、使用許可を受けていることから、事実無根であることを申し添えます。

説明は以上です。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 請願第 16 号についてですけれども、聞いたところだと使用料が高くてもう少し安くなれないかなという声が寄せられているということで、請願を出したと聞いています。

独自に試算したところ、市が年間 160 万円支出することで、1 万円減額になるということなので、そういうふうに請願を出したということで、御配慮をいただければと思います。

請願第 17 号についてですけれども、書いてあるとおり、250 の公募に 500 の応募があって、半分は公募から落ちたというふうにあるので、応募者数もいるということです。

そこで 1 つ聞きたいんですけれども、市民団体の方の問合せでは、公募の数を 500 に増やすことに事業の支障がないという回答だったということなんですけれども、これは本当でしょうか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 募集枠の 250 名が今現在 500 名を超える応募があったことに関して支障がないかという御質疑だったと思いますが、こちらの 250 名の募集枠につきましては、参考都市、3 都市を参考に 250 の枠を設定させていただいております。

生前予約の枠につきましては、他都市の状況を見ますと、4 年目には大分落ちついた状況になっておりまして、大体 3 年目以降はかなり減少している状況であります。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 いろいろと市の言い分も分かりましたけれども、できることなら公募の数を増やしていただきたいなど。半分落ちているのでということです。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 これはあくまで私の意見ですけれども、請願第 17 号に関してなんですが、先ほど市民部長のほうから説明がありましたけれども、請願の内容に明らかに事実と異なることが記載されてしまっているということで、

しかもその内容っていうのが、要は生活保護者に明確な差別行為を行っていて、しかも、抽せんの際に関わった職員が不正まで行ったんじゃないかという話になってしまって、そうなるとうちに明確に地方公務員法にも違反してしまうというようなことで、先ほど、市のほうからも生活保護受給者が当選している――十数名当選しているという事実もあり、また、今回も抽せんということもあると、やはりこの請願書の内容が間違っているということになると思うんですよね。そうなるとうち、今まで事前に事実と異なる請願書っていうのは、多分議会で採択したこともないと思いますし、チェック機関としても採択すべきじゃないんじゃないかなというふうに私は思います。関わった市の職員にもちょっと失礼なんじゃないかなというふうに思います。

意見です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。橋本副委員長。

○橋本尚美委員 今の山脇委員の考えに関連して、私もこれ意見なんです。

やはりこういうような内容のものを受けた場合、受けた議員は、内容をきちんと精査して真偽のほどを当局に確認するそういう責任があるのではないかなと思います。文書としてこれ残るわけですしね。口頭で所管部局の方から今説明いただきましたけれども、市としても事実無根のことが文書として残るとするのは非常に不名誉なことだと思うんです。

ですから、今後こういったことがないように、しかるべきところできちんとどうあるべきかということをやちょっと話題にして、議員、そしてまた事務局と一緒にやなって、こんなことがないように考えていかなければならないものだと思います。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私もこの請願を出された方々の気持ちが大変分かるので、請願第 16 号のほうも、全体を引き下げるのではなくて、生活保護受給者の方をやはり 3 万 6000 円でしたっけ、負担が大きいと思うんですね。その月の生活費を減らさないと駄目になってしまうので、もっと安くするという方向で、やっていただきたいと思っております。

それで今回の請願第 16 号、請願第 17 号については、今回はちょっと申し訳ないのですが、賛成できないということです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

まず、請願第 16 号についてお諮りします。

請願第 16 号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立

により採決をいたします。

請願第 16 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 16 号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 17 号についてお諮りします。

請願第 17 号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第 17 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第 17 号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○中村美津緒委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和 3 年度青森市表彰について」報告を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 令和 3 年度の青森市表彰について御報告いたします。

青森市表彰は、青森市表彰条例に基づき、公共の福祉増進に功績のあった方や広く市民の模範となるべき方を表彰するものであります。

お手元の資料「令和 3 年度青森市表彰について」を御覧ください。

これまで、長年にわたり市勢発展に功績のありました個人や団体を関係部局から御推薦いただき、青森市表彰審査会において審査した結果、64 名、3 団体を今年度の受賞者に決定いたしました。

なお、受賞者の詳細は別紙のとおりでありますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

また、今年度の表彰式につきましては、令和 3 年 10 月 12 日火曜日にホテル青森で執り行うこととしております。

報告は以上です。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 4 年度青森圏域重点事業に関する要望について」報告を求めま

す。初めに、経済部長。

○百田満経済部長 令和4年度青森圏域重点事業に関する要望について御報告いたします。

県に対する重点事業要望につきましては、昨年度から東青5市町村が連携し、青森圏域重点事業説明会として実施しておりますが、今般、令和4年度青森圏域重点事業に関する要望がまとまりましたので、その内容等について御報告いたします。

資料「令和4年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次が最重点要望項目一覧となっており、No. 1 青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組についてのほか、青森圏域全体で5項目、このうち、本市の最重点要望項目はNo. 1、No. 2の2項目となっております。

また、2枚目は重点要望項目一覧となっており、No. 1 新型コロナウイルス感染症対応のための財源の確保についてのほか、青森圏域全体で25項目、このうち、本市の重点要望項目はNo. 1 から No. 22 までの22項目となっております。

最重点及び重点を合わせて、青森圏域全体で計30項目、このうち本市は24項目を要望することとしており、最重点要望項目のNo. 2 青森県立浪岡高等学校の存続について、重点要望項目のNo. 15 リモートワーク人材誘致に向けた支援と青森県独自の移住支援金制度の創設について、外ヶ浜町要望のNo. 25 蟹田川の河川整備についての3項目が新規要望となっております。

なお、最重点要望項目につきましては、令和3年10月に開催する青森圏域重点事業説明会において、各市町村長が県知事へ直接要望することとなっております。

次に、資料「令和4年度青森圏域重点事業要望項目一覧【文教経済常任委員会】」を御覧ください。

当常任委員会に係る要望項目といたしましては、経済部所管が8項目、経済部及び農林水産部所管が1項目、農林水産部所管が2項目、教育委員会事務局所管が4項目の計15項目となっており、それぞれの要望項目につきまして、経済部、農林水産部、教育委員会事務局の順に御説明いたします。

まず、経済部所管の8項目、経済部及び農林水産部所管の1項目について、御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

最重点要望項目となっております青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組についてのうち、経済部が所管する項目について御説明いたします。

本市では、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりとして、コンパ

クトな複数の拠点づくりなど、市内各地域の特色を生かしつつ、持続可能な都市づくりを推進しております。

このうち、都市機能誘導区域の1つであります操車場跡地周辺地区においては、スポーツのみならず、多様な催事ができる交流拠点としてのアリーナ等の整備について、令和4年度からの工事着工を目指して取り組んでおりますことから、青森操車場跡地周辺整備推進事業及び青森市アリーナプロジェクト推進事業等に係る着実な事業推進への協力並びに青い森鉄道線への新駅設置の早期実現について、県及び国等に要望するものであります。

資料の2ページ目を御覧ください。

重点要望項目の新ビジネスへの挑戦に対する支援・連携について、御説明いたします。

本市では、新たなビジネス分野への挑戦や起業・創業への挑戦を支援するため、地域ベンチャー支援に重点的に取り組んでおります。とりわけ、起業・創業支援等の「しごと創り」に向けた取組を進めることは、地域経済の活性化はもとより、県内市町村の共通課題である若者の定住対策、ひいては人口減少対策としての効果も期待できるものであり、青森県とも連携して取り組むことが必要であると考えております。

このことから、アクセラレーションプログラムなど、スタートアップを応援する取組との連携、AOMORI STARTUP CENTERに開設する新たな経営の総合相談窓口との連携等の4点について、県に要望するものであります。

資料の3ページ目を御覧ください。

重点要望項目の雇用対策の充実について御説明いたします。

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、雇用情勢が厳しさを増している中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、ICTの進化に対応できる人材の育成が求められているところであり、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要でありますことから、1つに、市が実施する雇用対策に対する支援の充実、2つに、ICT社会に必要な人材育成に取り組むあおもりコンピュータ・カレッジに対する国の支援の継続の2点について、県及び国に要望するものであります。

資料の4ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森空港の利用促進について御説明いたします。

青森空港の国内線につきましては、令和2年3月の株式会社フジドリームエアラインズによる神戸線新規就航、また、青森・札幌線、青森・大阪線でのダブルトラック化が定着した一方で、便数維持やさらなる国内線の充実が求められているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各航空路線の需要が減少しているものの、収束後には、航空路線利用促進のため、県と市が一体となってプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要がありますことから、1つに、名古屋線、神戸線の利用促進、2つに、東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実等の3点について、県及び国等に要望するものであります。

資料の5ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森港の機能充実についてのうち、経済部が所管する項目について、御説明いたします。

青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物流の重要な拠点港として、さらには多くの観光客や市民が訪れる交流拠点としての役割を果たしております。

引き続き、国・県をはじめとする関係機関とともに物流や交流等の将来像と基本戦略を示した青森港ビジョンを推進し、また、青森港クルーズ客船寄港促進アクションプランに掲げる100隻10万人を目指して、受入態勢の充実・強化等に関係団体と連携した取組を実施していく必要がありますことから、1つに、物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進、2つに、青森港クルーズ客船寄港促進アクションプランの着実な推進の2点について、県及び国に要望するものであります。

資料の6ページ目を御覧ください。

重点要望項目の外国人観光客の受入環境整備の充実について御説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月以降は外国人観光客が激減しておりますが、世界的にワクチン接種が進められていることや、北海道・北東北の縄文遺跡群が本年7月27日に世界遺産登録されたこともあり、海外旅行の再開後には本市へのインバウンド需要の回復も期待されております。

今後、新型コロナウイルス感染症収束後の旅行需要の回復を見据え、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実などが必要となっておりますことから、1つに、外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実、2つに、ソウル線・天津線・台北線の継続をはじめとする国際路線の充実等の5点について、県及び国等に要望するものであります。

資料の7ページ目を御覧ください。

重点要望項目のスポーツツーリズムの推進について御説明いたします。

本市では、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化を図るため、官

民一体の組織であるスポーツコミッション青森において、各種スポーツ大会の開催支援やスポーツ合宿の誘致等に取り組んでおります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、今後もさらなるスポーツを通じた交流促進等による地域活性化を図るためには、関係団体の協力はもとより、引き続き県の指導・協力が不可欠であると考えておりますことから、スポーツツーリズムの推進や、県有施設の利用などの大会・合宿誘致における連携・協力について、県に要望するものであります。

資料の 8 ページ目を御覧ください。

重点要望項目の第 80 回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について御説明いたします。

令和 8 年に本県で開催予定の第 80 回国民スポーツ大会については、大会の開催によって、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待される一方で、大会開催に係る施設整備費や大会運営費等の多額の費用負担が見込まれております。

そのほか、本市で開催される各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、各競技団体の組織力向上や指導者の養成、競技環境の整備・充実などが重要であると考えておりますことから、1 つに、第 80 回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実、2 つに、第 80 回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化について、県に要望するものであります。

資料の 9 ページ目を御覧ください。

重点要望項目となっております広域連携の推進についてのうち、経済部が所管する項目について、御説明いたします。

要望事項の内容の 2 段落目の部分になりますが、陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸 8 市町村などによるむつ湾広域連携協議会を設立し、豊かな資源を生かした観光及び産業の振興に資するよう連携して、むつ湾サイクルロゲイニングの実施や、物産イベントの開催などに取り組んでおります。

こうした取組は、広域連携をより効果的に進める上で、重要な枠組みの一つであると考えておりますことから、むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援について、県に要望するものであります。

経済部所管の令和 4 年度重点事業要望項目は、以上であります。

○中村美津緒委員長 次に、農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 続きまして、ただいま経済部より説明がありました経済部及び農林水産部所管の 1 項目及び農林水産部所管の 2 項目について御説明いたします。

資料の 9 ページを御覧ください。

広域連携の推進についてのうち、2段落目の部分になります陸奥湾の環境保全の取組については、陸奥湾の良好な水質環境を将来にわたって継続、保全していくために、沿岸の市町村と連携してさまざまな環境保全活動を今後も引き続き行っていく必要がありますことから、要望事項の2に掲げておりますとおり、むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援について要望するものであります。

このうち、農林水産部の関係の事業としては、環境保全活動として、海岸漂着物の処理に係る事業への県の継続支援を要望するものであります。

次に、10ページを御覧ください。

多面的機能支払交付金に係る地方自治体の負担軽減策についての継続要望であります。

国では、農村地域の高齢化、人口減少等に伴い、地域の共同活動によって支えられている国土保全、水源涵養などの多面的機能の発揮に支障が生じつつあることや、担い手への水路、農道等の維持管理の負担が増大している状況にあることから、多面的機能支払交付金により、地域の共同活動に対する支援を行い、多面的機能の発揮とともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていくこととしています。

しかし、多面的機能支払交付金については、市町村の負担額が多額であること、また、本市においては、活動面積が増加傾向にあることから、今後ますます本市財政への負担となることが予想されるため、市町村の負担割合を軽減するため国の交付率の引上げについて、県の特段の御配慮を要望するものであります。

次に、11ページを御覧ください。

森林経営管理制度の実施に係る支援・連携についての継続要望であります。

林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目的とした森林経営管理制度を推進するため、前年度に引き続き要望するものです。

森林経営管理法では、経営管理の責務を明確化しており、森林所有者自らが森林の経営管理を行うことができない場合には、森林所有者の同意のもとに委託を受けて、伐採、造林、保育等を実施するための経営管理権を市町村が取得し、意欲ある林業経営者に経営管理実施権を設定することとしております。

この経営管理権は、森林所有者から経営管理の委託の申し出等があった森林について設定するもので、市で隣接地との境界などを確認した上で、経営管理権集積計画を作成し、所有権をはじめとした権利者全員の同意を取り付け、経営管理権集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権を取得することとなっております。

本市においては、私有林面積が青森県内で一番広い上、国土調査が完了し

ていない森林も多く存在しているほか、意向調査による経営管理権の設定、経営管理権集積計画の作成、経営管理実施権の設定など、これまでにない新たな業務への対応が必要となることから、1つに、森林経営管理法の運用面における助言や指導、必要となる森林・林業に関する知識・技術の習得に対する支援、2つに、林地台帳の更新等のために必要な森林情報の提供について、要望するものであります。

農林水産部からは、以上であります。

○中村美津緒委員長 次に、教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和4年度青森圏域重点事業に関する要望のうち、教育委員会事務局が所管する最重点要望1項目及び重点要望3項目について御説明申し上げます。

初めに、新規の最重点要望である青森県立浪岡高等学校の存続について、御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

青森県教育委員会が公表した青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）によりますと、浪岡高校は青森西高校との新たな統合校の開校により、令和10年度末をもって閉校するとされています。

浪岡高校バドミントン部は、全国大会において、団体・個人共に優勝するなどの目覚ましい成績を挙げており、現在、全国からの生徒募集を実施していないにもかかわらず、16名の生徒が県外から集まってきており、全国からの生徒募集制度が導入された場合には、県内で随一、入学者が大幅に増加することが期待されております。

このように、浪岡高校は、地区唯一の高校として地域の活性化に大きく寄与する浪岡地区に欠かせない高校であり、同校の閉校は、全国から入学を希望し、集まってくる生徒の受け皿を失うこととなるため、1つに、青森県立浪岡高等学校の存続、2つに、青森県立浪岡高等学校への全国募集制度の導入の2つの事項について要望するものであります。

続きまして、3つの重点要望について、順次、御説明いたします。

初めに、少人数学級編制の推進について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

学級編制に係る国の基準につきましては、令和3年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校1年生のみとしていた35人学級を、令和3年度からの5年間で段階的に小学校2年生から6年生まで拡充することとされたところであります。

一方、本県では独自の基準により、小学校1年生から4年生まで及び中学校1年生で実施していた33人学級を、令和3年度からの2年間で段階的に小学校5・6年生まで拡充することとされたところであります。

しかしながら、教育環境のさらなる向上を図るためには、小学校のみならず、中学校全学年における少人数学級編制の推進に加え、これによる学級数増に伴う授業時間数の増加等に対応した教職員数の確保が必要であると認識しております。

このことから、中学校の少人数学級編制の推進のため、1つに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に関する国への働きかけ、2つに、青森県における中学校の少人数学級編制のさらなる推進とその計画的な実施、3つに、青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置の3点について要望するものであります。

資料の14ページを御覧ください。

次に、スクールカウンセラー派遣の拡充について御説明いたします。

本市におきましては、不登校の児童・生徒への対応が重要な課題となっており、集団不適應に関する相談や心理的な支援を小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の構築が必要であると考えております。

このような中、スクールカウンセラーの配置は、児童・生徒、保護者、教職員のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに大きく貢献していることから、学校現場における必要性は、これまで以上に高まっております。

本市には、令和2年度においては、中学校全19校と小学校全43校に20名のスクールカウンセラーが派遣されておりますが、よりきめ細かに児童・生徒や保護者の相談に対応するためには、体制をさらに充実させる必要があります。

また、小学校段階から切れ目ない教育相談を行うためには、同一スクールカウンセラーによる教育相談体制を構築していく必要があると考えております。

このことから、1つに、スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加、2つに、同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築の2点について要望するものであります。

最後に、世界遺産及び史跡の保存・活用について御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

本市には、三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しておりますが、資料下段の経緯に記載しておりますとおり、令和3年7月27日に、第44回世界遺産委員会におきまして、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産一覧表への記載が決定したところであります。

世界遺産及び史跡の適切な保存・活用を推進するためには、国や県の指導

はもとより、関係団体や専門家、地域住民の皆様の御協力などが不可欠であります。

このことから、1つに、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡の整備を契機とした文化資源の保存・活用に向けた支援、2つに、世界遺産及び史跡を活用した誘客促進のための宣伝強化の2点について要望するものであります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑等ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 11ページの農林関係の森林経営管理制度の実施に係る支援連携なんですけれども、要望事項2で林地台帳の更新等のために必要な森林情報の提供とあるんですけれども、そもそも森林管理制度は国が作った制度であるのに、台帳更新のために情報提供してくださいというのも要望しないと駄目だということなんでしょうか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林管理制度の実施に係る支援、連携についてということでありまして、こちらは青森県と連携しながら進めていきたいと思いますということ、要望していくものでありまして、青森県が持っている市が実施するために必要な情報をお互い連携しながら取り組んでいきたいと思いますという趣旨のものであります。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 それは要望しないとやってくれない——情報は提供してくれないということですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 これまでも情報交換はしておりますし、御指導をいただいているところでありますが、改めまして、青森市の森林に関わる管理計画を作るという大きな事業でありますので、これまでに引き続き、連携してまいりましょうという趣旨のものであります。

○中村美津緒委員長 よろしいですか。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市民ホールのネーミングライツについて」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 青森市民ホールのネーミングライツについて御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

青森市民ホールでは、平成26年10月からネーミングライツを導入しているところでありますが、令和3年9月30日をもって現在の契約が満了いたし

ます。

これに伴い、優先交渉権のある現スポンサーであります株式会社リンクモア様から継続の御意向をいただきましたので、外部の学識経験者から優先交渉権者の経営状況について意見聴取を行い、副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議を経て、引き続き、株式会社リンクモア様が命名権者に選定されたところであります。

このたび、株式会社リンクモア様との契約交渉が調い、契約期間を令和3年10月1日から令和7年3月31日までの3年6か月間、ネーミングライツ料を年額220万円の3年6か月分である770万円とする内容で、令和3年9月28日に契約を締結する予定であります。

また、施設の愛称につきましては、引き続き、リンクモア平安閣市民ホールに決定いたしました。

なお、ネーミングライツ料につきましても、引き続き、文化芸術の振興に資する事業に活用することとしております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、議員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)